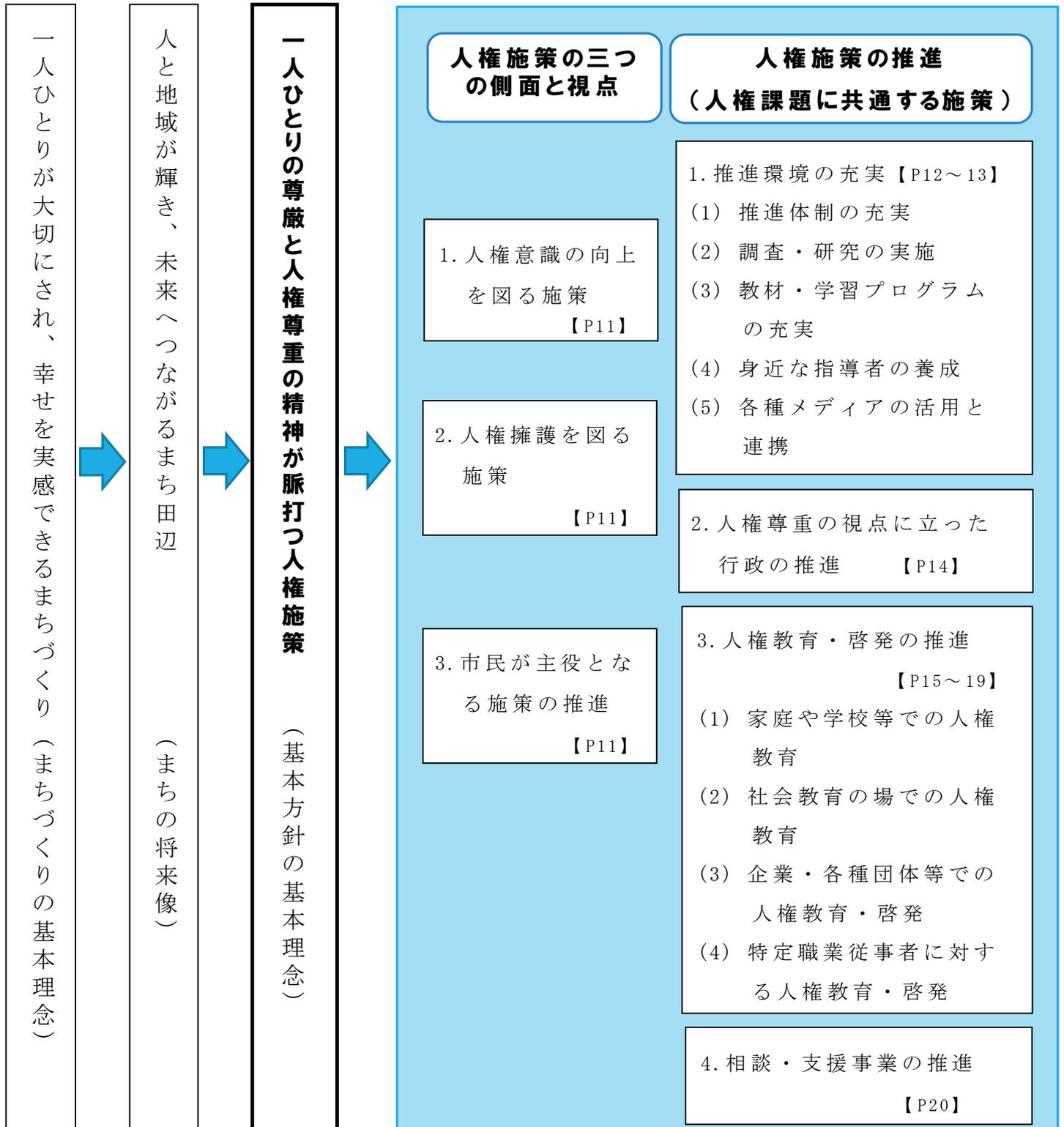


## 第2章 人権施策の基本的な考え方

### 1. 基本方針の体系図

基本理念に基づき、以下の体系にしたがって、具体的な施策を展開します。



※素案がある程度確定すれば  
各タイトルの後にページ番号を付番し見やすくする。

## 分野別の人権課題に対する施策の推進

- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| ① 同和問題（部落差別）          | 【P22】 |
| ② 女性の人権               | 【P26】 |
| ③ 子どもの人権              | 【P29】 |
| ④ 高齢者の人権              | 【P34】 |
| ⑤ 障害のある人の人権           | 【P38】 |
| ⑥ 外国人の人権              | 【P43】 |
| ⑦ 感染症・難病の方の人権         | 【P46】 |
| ⑧ 犯罪被害者等の人権           | 【P49】 |
| ⑨ 刑を終えて出所した人の人権       | 【P51】 |
| ⑩ インターネット等による人権侵害等の問題 | 【P 】  |
| ⑪ 性的少数者の人権            | 【P 】  |
| ⑫ アイヌの人々の人権           | 【P 】  |
| ⑬ ホームレスの人権            | 【P 】  |
| ⑭ 環境と人権               | 【P 】  |
| ⑮ 北朝鮮当局による人権侵害問題      | 【P 】  |

- 新たに生じた人権課題（案）
- ⑯ 情報と人権
  - ⑰ 災害と人権
  - ⑱ 人身取引
  - ⑲ 自死・自死遺族
  - ⑳ 生活困窮者の人権
  - ㉑ 労働者の人権（ハラスメント）

## 人権施策の総合的な推進体制

- (1) 庁内の推進体制
- (2) 国・県・他の自治体、関係機関や団体、地域、学校、企業、NPO等との連携
- (3) 成果検証と見直し